

<尾北の各市町教委と校長会への共通要請書>

尾北教職員労働組合
執行委員長 川崎 徹

2016年度後期要請書

日頃、教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さまざまな教育課題の解決や私たち教職員の勤務条件の改善に向け、下記の要請事項をまとめました。内容は、尾北の3市2町に関わる要請事項となっています。該当する内容に関してよく検討され、関係機関への働きかけも含め、これらの諸課題解決のため一層のご尽力をくださいますようお願いいたします。

要請事項

- 1 小中学校全学年での30人以下学級を実現すること。
- 2 いじめや不登校、そして貧困問題などの課題への対策として、心の相談員やスクールカウンセラーを拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーを配置すること。
- 3 学校間競争をあおり、学びをゆがめ、児童生徒の心を傷つける「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)へ参加しないこと。たとえ参加しても、市町や学校別の成績を公表しないこと。また、過去問題の練習を行うなど、点数を上げるためのテスト対策は、全国学力テストの弊害の深刻化につながるので、行わないよう指導すること。
- 4 道徳の教科化については、内心の自由の侵害などの問題が含まれており、教科化にあたっては、特に以下の内容について留意すること。
 - ①一人一人の率直な思いを受けとめ、心のありようや変容を認めることを基本に、評価を含めた指導のあり方を考えること。
 - ②「愛国心」の押しつけをしないこと。
 - ③「わたしたちの道徳」など特定の資料の使用を押しつけないこと。
- 5 学習指導要領の改訂に伴う小学校の英語教科化については、担任への負担増とならないよう、英語の専科教諭を加配するなどの条件整備を図ること。
- 6 中学校での職場体験活動に関して、自衛隊の体験活動を実施している学校が見られるが、平和教育の観点及び、保護者の不安を招くことから、自衛隊を職場体験活動の対象にしないこと。また、教育委員会は、自衛隊に協力する事業への参加や後援等、保護者や地域住民から不信感を持たれるような取り組みをしないこと。
- 7 特別支援教育については、通常学級あるいは特別支援学級における支援員のさらなる拡充を進めること。また、通級指導教室を増やし、特別な支援を要する子どもにとっての教育条件の整備を進めること。また、インクルーシブ教育を進めるにあたっては、施設設備の整備や人的加配などの条件整備を図ること。
- 8 LGBT(性的少数者)についての理解を深め、適切な対応が図られるよう、各学校において、文科省の通知や手引きを活用するなどの取り組みを進めること。
- 9 学校図書館法が改正されたことを受け、各学校ごとへの図書館司書の配置を早急に進め、図書館利用の充実を図ること。

- 10 養護教諭については、児童・生徒の健康安全を守るため、また、相談活動を充実させるためにも、複数化を拡充すること。
- 11 学校訪問は、行政訪問であり、教育行政は、教育条件整備を主たる目的としている点から、簡素化に向けて改善を進めること。当面、以下の改善を進めること。
 - ①公開授業は、指導案作成及び「指導・助言」をなくし、授業参観のみにすること。
 - ②茶菓子を出すなどの接待をやめること。
- 12 教職員の多忙化解消に向け、夏季休業中のお盆の3日間を「休校」とすること。
- 13 県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2011・5・2）を周知徹底し、パワハラが生じないようにすること。
- 14 「指導の不適切な教員」認定制度は、教員を職場から選別排除し、教員の意欲を著しく低下させる制度であり、廃止すること。
- 15 教育委員会制度が変更されたが、政治が教育に介入することなく、教育条件の整備や教育の条理に基づいて教育行政が行われるよう、教育委員会が役割をきちんと果たすこと。また、開かれた教育委員会及び教育行政となるよう、定例教育委員会や総合教育会議等の議事録をホームページ等で公開すること。また、児童生徒のプライバシーに関すること以外の案件の討議は全て傍聴できるようにし、資料も配付すること。
- 16 労働安全衛生体制の整備に向け、以下の改善を進めること。
 - ①時間外勤務の割り振りについては、県教委は「割り振りは口頭のみでなく、（割振変更簿等の）客観的な方法で行うのが望ましい」と見解を示し、昨年度は「日常で使用している割振変更簿の設置状況」を調査している。各市町においても、教育委員会がリーダーシップを発揮し、全学校で個人別の割振変更簿を設置し、個人の希望する日に割り振りがとりやすくなるよう改善を進めること。
 - ②労働安全衛生法で触れられている「常時雇用50人以上の職場」に該当する「常時雇用者」の規定について、県教委は、「『50人』に該当するのは『常勤・非常勤を問わず年間を通じて勤務している教職員』」との見解を示している。これは、文科省や厚生労働省及び愛知労働局等の判断に準じたもので、少人数TT講師、支援員、用務員、給食配膳員、図書館司書、教育相談員、スクールカウンセラー、語学指導員、NETなど、学校に勤める職員のほとんどを含んだ判断である。この規定に基づいて、現在の職員数の再確認を行い、50人以上となる職場については、産業医の選任や衛生委員会の設置などの措置を早急に図ること。
 - ③平成27年12月より開始された「ストレスチェック制度」については、すべての職場で実施し、全職員の健康管理に役立てる視点で活用すること。
- 17 パソコンによる成績処理や諸帳簿の整備など、学校でしかできない業務が増えている実態に合わせ、学級や学年の実務時間を勤務時間内に確保すること。特に、年度始め、学期始め、学期末、学年末には、会議をなくしたり、日課を調整したりして、実務時間を確保すること。
- 18 普通教室・特別教室にエアコンを設置すること。特に、音楽室は、歌唱や器楽の授業の際に、近くの教室や学校近辺の地域に対する配慮で窓を閉めて行う場合もあるので、早急に設置すること。